

鎌倉市広報所管課ホームページ広告枠賃貸借仕様書

1 目的

鎌倉市の広報所管課が保有するホームページの広告枠について、賃貸借を行うものです。

2 期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

3 内容

(1) 広告枠の位置及び数

日本語版ページにのみ設置されており、次のア及びイのとおり。

- ア トップページの最下部 10 枠
- イ 第2階層の分野別トップページの最下部 60 枠（10 枠×6 ページ）
 - (ア) 防災・防犯
 - (イ) くらし・環境
 - (ウ) 健康・福祉・子育て
 - (エ) 教育・文化・スポーツ
 - (オ) 産業・まちづくり
 - (カ) 市政情報

4 広告について

(1) 種類

バナー広告とし、適正な情報の補足のために ALT 属性を設定してください。

- ア 大きさ 縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル
- イ 形式 GIF 形式（アニメーション不可）又は JPEG 形式
- ウ データ容量 4 KB 以内

(2) 広告主の募集

次のアからエに従って行ってください。なお、賃貸借期間開始日に先立ち、契約締結日から行うことができることとします。

- ア 鎌倉市広告掲載要綱
- イ 鎌倉市広告掲載基準
- ウ 鎌倉市広報所管課ホームページ広告掲載取扱要領

エ 鎌倉市広報所管課ホームページバナー広告表現ガイドライン

(3) 審査

広告主及び広告については、市や市が保有するホームページへの信頼性等を損なうことのないよう、市が審査を行います。

(4) 掲載作業

掲載作業は市が行います。そのため、事業者は市の定める期日までに、次のアからウに定める内容を掲載したデータを提出してください。

ア 広告主の概要、広告及びリンク先ページの URL

イ 掲載期間及び掲載エリア

ウ ALT 属性

(5) 掲載単位と掲載開始時刻

掲載単位は、最低 1 日（午前 0 時から午後 12 時まで）以上で原則 1 月とし、掲載開始時刻は、原則掲載開始日の午前 0 時とします。

(6) 掲載内容の変更及び期間の延長

市の指定する期日までに申し出ることで、原則 1 月単位で行うことができます。

(7) 広告の削除

掲載基準を満たしていない広告又は掲載が適当ではないと判断した広告については、市は事業者との協議なくその広告を削除することができることとします。

(8) 広告作成等にかかる費用について

費用が生じた場合は、広告枠を賃借している事業者が負担することとします。

5 賃貸借料の納付

市が指定する期日までに、市が送付する納入通知書により納付してください。

6 その他

広告主が指定したリンク先の事故及びその他広告枠の運営に支障のある事故が生じた場合は、速やかに市に報告してください。